

議第167号

京都市市税条例の一部を改正する条例の制定について

京都市市税条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成27年 9 月24日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

京都市市税条例の一部を改正する条例

京都市市税条例の一部を次のように改正する。

第 4 条の次に次の 5 条を加える。

(徴収猶予に係る徴収金の分割納付又は分割納入)

第 4 条の 2 市長は、法第15条第 3 項に規定する徴収の猶予（以下「徴収の猶予」という。）又は同条第 5 項に規定する徴収の猶予期間の延長（以下「徴収の猶予期間の延長」という。）に係る徴収金の納付又は納入について、当該徴収の猶予又は当該徴収の猶予期間の延長をする金額を、当該徴収の猶予又は当該徴収の猶予期間の延長をする期間内において、当該徴収の猶予又は当該徴収の猶予期間の延長を受ける者の財産の状況その他の事情からみて合理的かつ妥当なものに分割して納付し、又は納入させることができる。この場合において、市長は、分割納付の各納付期限及び各納付期限ごとの納付金額又は分割納入の各納入期限及び各納入期限ごとの納入金額を定めるものとする。

2 市長は、前項前段の規定により分割して納付し、又は納入させることとした場合において、納税者又は特別徴収義務者が同項後段の規定により定めた分割納付の各納付期限までに納付し、又は分割納入の各納入期限までに納入することができないことについてやむを得ない理由があると認めるときは、その分割納付の各納付期限若しくは各納付期限ごとの納付金額又は分割納入の各納入期限若しくは各納入期限ごとの納入金額を変更するこ

とができる。

(徴収猶予の申請手続等)

第4条の3 法第15条の2第1項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 法第15条第1項各号のいずれかに該当する事実があること及びその該当する事実に基づき徴収金を一時に納付し、又は納入することができない事情の詳細
- (2) 納付し、又は納入すべき徴収金の年度、税目、納期限及び金額
- (3) 前号の金額のうち徴収の猶予を受けようとする金額
- (4) 徴収の猶予を受けようとする期間
- (5) 分割納付の方法により納付し、又は分割納入の方法により納入するかどうか（これらの方法による場合にあっては、分割納付の各納付期限及び各納付期限ごとの納付金額又は分割納入の各納入期限及び各納入期限ごとの納入金額を含む。）
- (6) 徴収の猶予を受けようとする金額が1,000,000円を超え、かつ、その猶予を受けようとする期間が3月を超える場合には、提供しようとする法第16条第1項各号に掲げる担保の種類、数量、価額及び所在（その担保が保証人の保証であるときは、保証人の氏名及び住所又は居所）その他担保に関し参考となるべき事項（担保を提供することができない特別の事情があるときは、その事情）

2 法第15条の2第1項に規定する条例で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 法第15条第1項各号のいずれかに該当する事実を証するに足りる書類
- (2) 財産目録その他の資産及び負債の状況を明らかにする書類
- (3) 徴収の猶予を受けようとする日前1年間の収入及び支出の実績並びに同日以後の収入及び支出の見込みを明らかにする書類
- (4) 徴収の猶予を受けようとする金額が1,000,000円を超え、かつ、その猶

予を受けようとする期間が3月を超える場合には、担保の提供に関する書類

3 法第15条の2第2項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 徴収金を一時に納付し、又は納入することができない事情の詳細
- (2) 第1項第2号から第6号までに掲げる事項

4 法第15条の2第2項に規定する条例で定める書類は、第2項第2号から第4号までに掲げる書類とする。

5 法第15条の2第3項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 徴収の猶予期間の延長を受けようとする徴収金の年度、税目、納期限及び金額
- (2) 徴収の猶予の期間内にその猶予を受けた金額を納付し、又は納入することができないやむを得ない理由
- (3) 徴収の猶予期間の延長を受けようとする期間
- (4) 第1項第5号に掲げる事項
- (5) 徴収の猶予期間の延長を受けようとする金額が1,000,000円を超え、かつ、その延長を受けようとする期間が3月を超える場合には、提供しようとする法第16条第1項各号に掲げる担保の種類、数量、価額及び所在（その担保が保証人の保証であるときは、保証人の氏名及び住所又は居所）その他担保に関し参考となるべき事項（担保を提供することができない特別の事情があるときは、その事情）

6 法第15条の2第3項に規定する条例で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 第2項第2号に掲げる書類
- (2) 徴収の猶予期間の延長を受けようとする日前1年間の収入及び支出の実績並びに同日以後の収入及び支出の見込みを明らかにする書類

(3) 徴収の猶予期間の延長を受けようとする金額が1,000,000円を超え、かつ、その延長を受けようとする期間が3月を超える場合には、担保の提供に関する書類

7 法第15条の2第4項に規定する条例で定める書類は、担保の提供に関する書類（徴収の猶予若しくは徴収の猶予期間の延長を受けようとする金額が1,000,000円以下であり、又はその猶予を受けようとする期間若しくは延長を受けようとする期間が3月以内である場合を除く。）とする。

8 法第15条の2第8項前段に規定する条例で定める期間は、20日とする。
(職権による換価の猶予の手続等)

第4条の4 第4条の2の規定は、法第15条の5第2項において読み替えて準用する法第15条第3項又は第5項の規定により分割して納付し、又は納入させる場合について準用する。この場合において、第4条の2第1項前段中「金額」とあるのは「金額（その納付又は納入を困難とする金額として法第15条の5第2項の表に規定する政令で定める額を限度とする。）」と、「ことができる」とあるのは「ものとする」と読み替えるものとする。

2 法第15条の5の2第1項に規定する条例で定める書類は、次に掲げる書類とする。

(1) 財産目録その他の資産及び負債の状況を明らかにする書類

(2) 法第15条の5第2項前段に規定する職権による換価の猶予（以下「職権による換価の猶予」という。）を受けようとする日前1年間の収入及び支出の実績並びに同日以後の収入及び支出の見込みを明らかにする書類

(3) 職権による換価の猶予を受けようとする金額が1,000,000円を超え、かつ、その猶予を受けようとする期間が3月を超える場合には、担保の提供に関する書類

(4) 法第15条の5第2項において読み替えて準用する法第15条第3項の規定により分割して納付し、又は納入させるために必要となる書類

3 法第15条の5の2第2項に規定する条例で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 前項第1号に掲げる書類
- (2) 職権による換価の猶予の期間の延長を受けようとする日前1年間の収入及び支出の実績並びに同日以後の収入及び支出の見込みを明らかにする書類
- (3) 職権による換価の猶予の期間の延長を受けようとする金額が1,000,000円を超え、かつ、その延長を受けようとする期間が3月を超える場合には、担保の提供に関する書類
- (4) 法第15条の5第2項において読み替えて準用する法第15条第5項の規定により分割して納付し、又は納入させるために必要となる書類
(申請による換価の猶予の申請手続等)

第4条の5 法第15条の6第1項に規定する条例で定める期間は、6月とする。

2 第4条の2の規定は、法第15条の6第3項において読み替えて準用する法第15条第3項又は第5項の規定により分割して納付し、又は納入させる場合について準用する。この場合において、第4条の2第1項前段中「金額」とあるのは「金額（その納付又は納入を困難とする金額として法第15条の6第3項の表に規定する政令で定める額を限度とする。）」と、「ことができる」とあるのは「ものとする」と読み替えるものとする。

3 法第15条の6の2第1項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 徴収金を一時に納付し、又は納入することにより事業の継続又は生活の維持が困難となる事情の詳細
- (2) 納付し、又は納入すべき徴収金の年度、税目、納期限及び金額
- (3) 前号の金額のうち法第15条の5第1項本文に規定する申請による換価の猶予（以下「申請による換価の猶予」という。）を受けようとする金

額

- (4) 申請による換価の猶予を受けようとする期間
- (5) 分割納付の各納付期限及び各納付期限ごとの納付金額又は分割納入の各納入期限及び各納入期限ごとの納入金額
- (6) 申請による換価の猶予を受けようとする金額が1,000,000円を超え、かつ、その猶予を受けようとする期間が3月を超える場合には、提供しようとする法第16条第1項各号に掲げる担保の種類、数量、価額及び所在（その担保が保証人の保証であるときは、保証人の氏名及び住所又は居所）その他担保に関し参考となるべき事項（担保を提供することができない特別の事情があるときは、その事情）

4 法第15条の6の2第1項に規定する条例で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 財産目録その他の資産及び負債の状況を明らかにする書類
- (2) 申請による換価の猶予を受けようとする日前1年間の収入及び支出の実績並びに同日以後の収入及び支出の見込みを明らかにする書類
- (3) 申請による換価の猶予を受けようとする金額が1,000,000円を超え、かつ、その猶予を受けようとする期間が3月を超える場合には、担保の提供に関する書類

5 法第15条の6の2第2項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 申請による換価の猶予の期間の延長を受けようとする徴収金の年度、税目、納期限及び金額
- (2) 申請による換価の猶予の期間内にその猶予を受けた金額を納付し、又は納入することができないやむを得ない理由
- (3) 申請による換価の猶予の期間の延長を受けようとする期間
- (4) 第3項第5号に掲げる事項
- (5) 申請による換価の猶予の期間の延長を受けようとする金額が1,000,000

円を超え、かつ、その延長を受けようとする期間が3月を超える場合には、提供しようとする法第16条第1項各号に掲げる担保の種類、数量、価額及び所在（その担保が保証人の保証であるときは、保証人の氏名及び住所又は居所）その他担保に関し参考となるべき事項（担保を提供することができない特別の事情があるときは、その事情）

6 法第15条の6の2第2項に規定する条例で定める書類は、次に掲げる書類とする。

(1) 第4項第1号に掲げる書類

(2) 申請による換価の猶予の期間の延長を受けようとする日前1年間の収入及び支出の実績並びに同日以後の収入及び支出の見込みを明らかにする書類

(3) 申請による換価の猶予の期間の延長を受けようとする金額が1,000,000円を超え、かつ、その延長を受けようとする期間が3月を超える場合には、担保の提供に関する書類

7 法第15条の6の2第3項前段において準用する法第15条の2第8項前段に規定する期間は、20日とする。

(担保を徴する必要がない場合)

第4条の6 法第16条第1項ただし書に規定する条例で定める場合は、徴収の猶予、職権による換価の猶予若しくは申請による換価の猶予に係る金額が1,000,000円以下である場合、その猶予の期間が3月以内である場合又は担保を徴することができない特別の事情がある場合とする。

第35条第2項各号列記以外の部分中「納税者が」の右に「、当該年度の賦課期日において」を加える。

附則第4条の2中「平成23年4月1日」を「平成28年4月1日」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第35条第2

項及び附則第4条の2の改正規定並びに次条の規定は、公布の日から施行する。

(適用区分)

第2条 この条例による改正後の京都市市税条例附則第4条の2の規定は、平成28年4月1日以後に終了する各事業年度分又は各連結事業年度分の法人税割について適用し、同日前に終了した各事業年度分又は各連結事業年度分の法人税割については、なお従前の例による。

提案理由

市民税の法人税割の税率の特例措置の適用期限を延長する等の必要があるので提案する。